



| | |
|------------------|---|
| Title | 皇后のビスケット -集団疎開学童ニ対シ御激励ノ思召- |
| Author(s) | 逸見, 勝亮; Hemmi, Masaaki |
| Citation | 日本の教育史学, 第42集, 80-96 |
| Issue Date | 1999 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/632 |
| Type | journal article |
| File Information | biscuit.pdf |



皇后のビスケット——集団疎開学童ニ対シ御激励ノ思召——

逸見 勝 亮 (北海道大学)

はじめに

政府は、1944年8～9月、東京都区部、横浜市、名古屋市、大阪市などの国民学校初等科児童約40万人を農山村部へ集団疎開させた。皇后は、これらの児童にたいしてビスケットと「御歌」（つきの世をせおふへき身そたくましくおおしくのひよさとにうつりて）を「下賜」した。

ビスケットと「御歌」にふれている回想記録は少なくない。たとえば、『不忘山』は、「御賜」と印刷してある紙袋の写真と「御歌」を載せ、「皇后陛下より全国の疎開学童にビスケットが贈られた。1袋にビスケットが12枚くらい入っていた」との説明を付している(1)。

管見の限り、先行研究が明らかにしているのは以下の諸点である。

児童読み物作家・山中恒は、文部大臣・東京都長官の「謹話」、文部省通牒、「御仁慈」を伝える新聞報道をあげ、ビスケットは明治産業（現明治製菓）川崎工場が製造し、1袋25匁（93.75グラム）であったことを教えてくれる(2)。東京都済美国民学校（浅草区、現台東区）5年生として宮城県刈田郡白石町へ集団疎開した佐々木直剛は、「御歌」は「学童集団疎開ハ重要都市ノ防衛力ヲ強化スルト共ニ次代ヲ荷フ皇国民ノ基礎的錬成ヲ全ウシ聖戦目的ノ完遂ニ寄与スル」という「学童集団疎開ニ於ケル教育要綱」（文部省、1944年11月16日）の趣旨を読み込んだものであると述べている。また、ビスケットは1袋25個入りで、うち6個を疎開先国民学校児童1人につき3個宛分けるよう指示した「浅草区国民学校校長会議指示事項」を掲げている(3)。子どもはビスケットを重量ではなく数で数えたはずであるから—実際、回想はすべて受け取った個数をあげている—、1袋25個入りという指摘は格別に重要な意味をもっている。

なお、『明治製菓の歩み 創立から50年』（明治製菓株式会社編・発行、1968年、56頁）は、「下賜」ビスケット製造についてはふれるところがない。

全国疎開学童連絡協議会「学童疎開の記録展」（1994年8月15～20日、丸善日本橋店）に「下賜」ビスケットが展示された(4)。私はこのとき初めて現物を見たのである。ほぼ半分が欠けたビスケットは、真綿にくるまれて小さな桐箱に収められていた。その後、ビスケットは「東京大空襲一戦時下の市民生活」展（1995年2月4日～3月19日、東京都江戸東

京博物館)にも展示された。保存されていた経緯は以下のようである。

世田谷区太子堂国民学校三年生で、長野県浅間温泉の集団疎開に参加していた西下淑子さんは、中学受験で帰京した近所の六年生に下賜のビスケットを託した。家では母がこれを受けとり、家族に一枚ずつ渡した。当時一九歳だった姉の広子さんは半分に割って食べたが、妹が不憫でたまらなくなり、一片を桐箱に入れて保管した(5)。

なお、私は「子どもに学童疎開が国家的重要施策であると認識させ、聖戦必勝の精神を涵養するための具体物」が皇后のビスケットだと述べておいた(6)。

本発表では、主として文部省学童疎開関係文書・宮内省総務局「皇后陛下ヨリ学童疎開者並ニ教職員等ニ対シビスケット下賜ノ件」(宮内省総務局『昭和十九年 恩賜録 九 賜物』)によりながら、ビスケット「下賜」の過程と子どもに刻印された「下賜」の効果について述べることにする。

1、ビスケット「下賜」の決定

管見の限り、ビスケットの「下賜」に関する最も初期の公文書は、1944年12月7日に、文部省国民教育局長が宮内省総務局庶務課長に宛てた「集団疎开学童数及職員数調ノ件」である。文部省は、「表記ノ件別紙ノ通りニ付御了知相成度 追テ十二月一日現在数目下調査中ニ付キ纏リ次第御報告申上可候」と、「集団疎開及集団引揚学童数及関係職員数調」を添付して、集団疎開児童・引率教職員数を報告したのである。「集団疎開及集団引揚学童数及関係職員数調」には、東京都、川崎・横浜・横須賀・名古屋・大阪・神戸・尼崎の各市、沖縄県から集団疎開した児童と引率教職員の数とが疎開先都府県ごとに記載してある(7)。

「集団疎開及集団引揚学童数及関係職員数調」では、集団疎開児童は36万3728人、引率教職員は4万8621人(合計41万2349人)である。調査時は今のところ不明である。

「備考」には「学童数、訓導数、寮母数及東京都以外ノ作業員ハ実績、嘱託、嘱託医及東京都ノ作業員ハ予算定員ヲ計上セリ」とあるが、職員を教員・寮母・作業員などと区分してあるわけではない。また、欄外に「本表ノ他東京盲学校東京聾啞学校関係^マ名ヲ加フ」と書き込みがある。

その後、1945年12月1日現在の調査が届いたのであろう、児童は36万8258人、教職

員は4万8513人（合計41万6771人）と加筆・修正してある。

このような文部省の宮内省への報告が、ビスケットの「下賜」に必要な手続きであったことは明らかだが、それが「下賜」手続きのどの段階のものであるかを判断することは困難である(8)。しかし、この報告以前に文部省と宮内省間にやりとりがあったと想像することは容易である。

文部省の報告がもたらされたのと同じ1944年12月7日に、宮内省総務局は、ビスケットの「下賜」(件名の記載がないので仮に「ビスケット下賜伺」する)と文部大臣への「宣旨」(これも件名の記載がないので仮に「文部大臣への宣旨」とする)について起案し、同日大臣決裁を得た。それらは以下のとおりである(9)。

「ビスケット下賜伺」

一、ビスケット 四拾一万三千袋 文部大臣

右ハ防空上ノ必要ニ鑑ミ戦力増強ノ一翼トシテ之カ運営ノ円滑ヲ図ル為曩ニ国民学校ノ学童疎開ヲ見タルガ是等可憐ナル学童ハ揺籃ノ地ヲ去リ父母ノ膝下ヨリ離レ他郷ニ新年ヲ迎ヘントスルニ際シ其ノ心情ヲ思召サレ皇后陛下ヨリ是等集団ノ学童疎開者并ニ教職員等ニ対シ思召ヲ以テ下賜相成可然哉

「文部大臣への宣旨」

昭和十九年十二月二十三日

宮内大臣

文部大臣

現下ノ熾烈ナル決戦段階ニ対処シ戦力増強ノ一翼トシテ之カ運営上学童ノ疎開ヲナシ以テ国内防衛ノ態勢ヲ強化セントスルノ趣被聞食是等集団学童竝ニ教職員ノ心情ヲ思召サレ特ニ

皇后陛下ヨリビスケット四拾一万三千人分ヲ下賜相成候

事前に皇后に説明してあるのだろう、起案原議の欄外には「皇后陛下伺済」と押印がある。また、天皇が文書を見たことを示す「御覧」なる押印がある。皇后の「下賜」に天皇が関与していたのである(10)。

また、起案原議末尾の「(備考)」には次のようにある。

一、本件ハ可成十二月廿三日、皇太子殿下ノ御誕生日ニ施行ノコトニ致度

一、人員ハ目下正確数ヲ調査中ニシテ多少ノ増減ハ免レサルヘシ

ビスケットについては別紙に「ビスケット」として次のように記してある。

一、文部省ヨリ概数トシテ申出タルハ四一二、三五〇人ナリ

一、ビスケットハ一人当二十五匁トシ袋入トナス

一、袋ニハ「御賜」ノ文字ヲ印刷ス

これらの史料について検討すべきは以下の点である。

①宮内省の公文書では、学童疎開は「戦力増強ノ一翼トシテ之カ運営ノ円滑ヲ図ル」ためと、簡潔で単刀直入な説明である。「父母ノ膝下ヨリ離レ他郷ニ新年ヲ迎ヘントスル」児童の心情を「思召」して、ビスケットを「下賜」するのは、皇后の「御仁慈」に“ふさわしい”。憐憫による「下賜」は、ごく限られた皇后の社会的活動のなかで最も重要な領域であった(11)。

②ビスケットは1人当たり25匁(93.75グラム、袋入り)を「下賜」する。総数は41万3000袋である。

「下賜品」をビスケットにする理由は記載がない。疎開先における食糧事情の悪化は明瞭であり、ビスケットは嗜好品としては高級感があり、栄養補給には格好の食品であったからだ、とは推測できよう。事実、日本ではビスケットは、1920年代以降高級洋菓子および乳幼児栄養食として普及したのである。しかも、1940年には大部分のビスケット工場は軍用・戦時非常食の乾パン製造への転換を余儀なくされ、1937年には8550トンであった乾パン生産量は、1944年には3万6206トンにおよんだ。1937年のビスケット生産量は6万509トンであったが、1944年には1487トンへと1937年の40分の1まで減少した。1944年にはビスケットは一般には入手困難な状況にあったのである(12)。

1943年12月のビスケットの25匁で11銭25厘という公定小売価格(13)をもとにすれば、「下賜品」は小売価格相当で約4万6500円程度ということになる。

③「ビスケット下賜伺」「文部大臣への宣旨」のいずれの本文にも、後に新聞報道などで喧伝された皇太子誕生日にビスケットを「下賜」するとは記していない。「備考」に「皇太子殿下ノ御誕生日ニ施行ノコト」とあるにすぎない。「下賜」に皇太子誕生日「祝賀」という契機(口実)は必要であったろうか。「可成」とあるのは、ビスケット生産の見通しがないためであろう。

しかも、皇太子誕生日を記念するという説明は、ビスケットが子どもに渡ったのは多くは2~3月であったから、奇妙なものとならざるをえなかった。「昭和二十年三月六日、皇后誕生日のお祝いとして疎開学童にビスケット一袋づつ賜った」という引率教員の回想がある。3月6日は皇后の誕生日であった(14)。

なお、「御歌」の「下賜」も同時に進行していたと考えるのが自然であろうが、「皇后陛下ヨリ学童疎開者並ニ教職員等ニ対シビスケット下賜ノ件」には、その過程を示す史料は含まれていない。

2、ビスケットの製造と「下賜」

文部省は国民教育局長名で、1944年12月11日、農商務省総務局長宛に以下のように、小麦粉1600袋(1袋22キログラム、35.2トン)・砂糖1万7600斤(10.56トン)・牛酪(バター—逸見)6270ポンド(2.84トン)を宮内省へ特配するよう要請した。起案は1944年12月9日であった(15)。

小麦粉、砂糖等ノ特配方ニ関スル件

今般畏キ辺ヨリ集団疎開学童ニ対シ御激励ノ思召ヲ以テ菓子(ビスケット)下賜ノ御内意有之趣ニ付テハ左記材料ヲ宮内省ニ特配方御取計相煩度此段及御依頼候

追テ右ハ明治産業株式会社川崎工場ヲシテ製造セシメラル、予定ニ有之

記

| | |
|--------------|---------|
| 一、小麦粉(一袋二キロ) | 一、六〇〇袋 |
| 一、砂糖 | 一七、六〇〇斤 |
| 一、牛酪 | 六、二七〇封度 |

同様に、大蔵省専売局塩脳部長宛に「食塩特配方ニ関スル件」をもって、食塩32貫(120キログラム)を宮内省へ特配するよう要請した(16)。文部省の要請にたいし、1944年12月19日、農商務省は、生活物資局長名で文部省国民教育局長宛に「申請通り宮内省宛原料特配致スコトト相成候条御了知相成度」宮内省へ原料を特配する旨通知した(17)。

農商務省は、文部省へ通知したのと同じ1944年12月19日、宮内省総務局長宛に「文部省国民教育局長ヨリ特配方依頼越有之候処左記ノ通原料特配致スコトト相成候条御了知相

成度」と、砂糖 1 万 7600 斤・牛酪（バター） 6270 ポンドを配給する旨通知した(18)。小麦と食塩に関する通知は文部省・宮内省のいずれの文書にもないが、特配されたと判断してよいだろう。

ビスケット「下賜」の発議が皇后の「思召」によっていたとすれば、原材料を調達するために文部省が農商務省・大蔵省へ要請する必要があるか。「下賜」を最初に計画したのはおそらく文部省であろう。さりとて、文部省の申し出によったのでは、皇后の「思召」は体をなさない。宮内省総務局『昭和十九年 恩賜録 九 賜物』、文部省『自昭和 19 年 8 月 19 日至昭和 20 年 3 月 8 日（学生・生徒・児童）施設と物資配給（学童疎開）』に残っている史料は、「下賜」が皇后の「思召」によっているという点で一貫している。

宮内省は、1944 年 12 月 11 日には集団疎開児童・教職員へ「下賜」するビスケットの量を、当初の予定より 2 万 1500 袋増加し、43 万 4500 袋とした(19)。12 月 7 日以降、東京盲学校・東京聾啞学校の児童・教職員 365 人分を追加した(20)が、後述するように 2 万 1500 袋もの増加は別の要因による。

1944 年 12 月 23 日付『朝日新聞』は、12 月 22 日午前 10 時に二宮治重文部大臣が宮内省に出頭し、宮内大臣から「御仁慈の御菓子」を、皇后宮太夫から「畏き御歌」を拝受したと報じ、文部大臣・東京都長官の「謹話」を掲載した。また、12 月 24 日付『読売新聞』、「畏くも集団疎開児童のうへを思召す 皇后陛下の御歌を奉誦する先生のおほらかな声について学童たちも謹んでかたじけない御歌を奉誦した」と、埼玉県大里郡寄居町へ集団疎開していた東京都明石国民学校（京橋区、現中央区）児童への「御歌伝達」の様を伝えた。東京都長崎第二国民学校（豊島区）6 年生として山形市光明寺へ集団疎開していた吉原幸子も、「十二月二十二日は、皇太子殿下の御誕生日で、皇后陛下には、疎開児童『つぎの世を背負ふべき身ぞたくましく 正しくのびよ里にうつりて』といふ有難い御歌をたまわった。それについてはくはしく綴方に書いた」と「御歌」のこののみを記している(21)。1944 年 12 月 24 日付『朝日新聞』は、「神奈川県下の明治産業（旧明治製菓）某工場」では、「御下命以来同社で材料を厳選したうへ、去る十八日から謹製を開始し、二十日からは川崎高女四年生の勤労報国隊の奉仕のもとに早くも一部完成品の包装にとりかゝった」と報じた。「決戦下乏しいなかにも」バター・砂糖などを普通市販品よりも「幾分増量」し、製造包装も「特に細かな衛生上の注意」を払ったという。「一袋二十五匁づつのビスケットが心をこめて詰

められて」いる写真を掲載してもいる。

1944年12月23日、文部省は地方長官宛に次官名で次のようにビスケットの「下賜」について通牒を發した。

今般 皇太子殿下御誕生ノ佳日ニ方リ畏クモ 皇后陛下ニハ集団疎開学童ニ対シ可憐ナル心情ヲ思召サレ御激励ノ御趣旨ヲ以テ御菓子下賜アラセララル懿旨（皇后または皇太后の意向一逸見）ヲ拝シ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘス此ノ旨学童竝ニ関係職員ニ伝達シ協力一致謹ミテ懿旨ヲ奉戴シ決戦下学童集団疎開ノ本旨ニ徹シ愈々士氣ヲ昂揚シ心身ノ鍊成ニカメ以テ難有御思召ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシメラレ度此段依命及通牒(22)

同日、文部省は地方長官宛に国民教育局長名でビスケットの「伝達」について次のように通牒した。

- 一、御下賜の御菓子ハ受入側地方長官宛宮内省ヨリ直送相成ベキニ付疎開側及受入側長官ニ於テ緊密ニ連絡ノ上成ルベク速ニ之ヲ伝達スルコト
- 一、御菓子伝達ニ当リテハ学童竝ニ関係者ニ対シ今回ノ御思召ノ程ヲ十分徹底セシムルト共ニ受入側地元国民学校児童ニ対シテモ集団疎開学童ヲ通ジ拝受ノ御菓子ヲ頒ツ様適當ンマル措置ヲ講ジ御思召ニ副ヒ奉ル様指導スルコト
- 一、御菓子ハ一人当一袋トシ集団疎開学寮ノ派遣訓導、寮母、作業員、囑託医及地元囑託ニモ及ボスコト(23)

同日、文部次官名で「御歌」の取り扱いについて次のように指示した。

今般畏クモ 皇后陛下ニ於カセラレテハ皇太子殿下御誕生ノ佳日ニ方リ集団疎開学童竝ニ集団引揚学童ニ対シ可憐ナル心情ヲ思召サレ御激励ノ御趣旨ヲ以テ別ニ謹掲ノ御歌ヲ賜ハリタリ懿徳宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ此ノ旨学童竝ニ関係職員ニ伝達シ日常謹ミテ奉誦セシメ以テ宏大ナル御仁悲ヲ日夜欽迎スルト共ニ懿旨ヲ奉戴シテ学童ヲシテ集団疎開ノ本旨ニ徹シ誓ツテ御思召ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシメラレ度此段依命及通牒(24)

いずれも皇后の激励に応じて士気を高めよという趣旨である。集団疎開児童・引率教職員に対する「思召」を、受入側国民学校児童まで拡大したのは文部省である。また、1944年

12月22日にビスケットを「拝受」したのは文部大臣のみで、ビスケットが子どもに渡るには翌年を待たねばならなかったから、「御歌」奉誦が「思召」に応える具体的形態とならざるを得ないのは当然であった。

文部省は、1944年12月26日には、関係地方長官宛に、伝達の状況、拝受学校名、疎開先、拝受日時、拝受者数（児童、教員、寮母、嘱託、作業員別）、頒与した受入側国民学校児童数、を報告するよう指示した(25)。1945年1月6日には、疎開側・受入側地方長官宛に、ビスケットは1月中に「拝受ノ予定」であるが、児童・教職員の移動によって万一個数に不足が生じた場合に備えて「予備袋」を送付するので、「拝受ノ範囲内ニ於テ適當ニ按配」するよう指示した(26)。

ビスケットの生産は、1944年12月28日現在で「調製済モノ」は9万個、3600袋分であった(27)。川崎工場の1日の生産能率は約2万袋であり、1945年1月9日までに10万袋が製造済みで、1月25、6日までには生産を完了するという見込みであった。梱包資材の確保も容易ではなかった模様で、「差当千函ハ手持立替ニ依ルモ残千函ノ資材ナシ」という状況であった(28)。宮内省は帝室林野局長官に、明治産業から函材斡旋方要請があったので4分板（厚さ約12ミリメートル）・120石（33.40立方メートル）を配給するよう求め(29)、製函に要する釘90キログラムは宮内省が支給した(30)。

宮内省は総務局長名で、1945年1月11日、集団疎開受入都府県の地方長官宛に、ビスケットは文部省報告にもとづく数量に予備の紙袋を添えて、明治産業川崎工場から直送するので「到着ノ上ハ可然伝達」するよう通牒した(31)。

宮内省は、1945年1月11日から2月24日にかけてビスケットを疎開先都府県へ送付した。「輸送通知書控（文部省へ通知）第二案発送控」などにより、発送日・送付先（袋数）を以下に掲げる。

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ◇1月11日 宮城(17226)、栃木(17265) | ◇2月3日 岡山(4674)、愛媛(2986) |
| ◇1月12日 福島(26455)、群馬(24793) | ◇2月5日 山梨(9455) |
| ◇1月16日 東京(10352)、千葉(9300) | ◇2月6日 三重(6742) |
| ◇1月20日 神奈川(38499、1月25日) | ◇2月7日 埼玉(10664)、和歌山(7210) |
| ◇1月21日 静岡(28554) | ◇2月10日 熊本(2817)、宮崎(2873) |

戦災宮内職員家族幼少者(林野局収容)等
へ総務局限り処分ス

(払出員数の合計は 435500 袋となる一逸見)

当初は「ビスケット受払表」中の「関係都府県長官渡ノモノ」のみが「思召」の対象であったはずである。先に掲げた 1944 年 12 月 7 日付宮内省総務局文書「ビスケット下賜伺」にあった「集団ノ学童疎開者并ニ教職員等ニ対シ思召ヲ以テ下賜」するという趣旨は、具体化するにしたがって「思召」の範囲を“拡大”していった。

3、ビスケットの「拝受」

疎開先都府県では工場から発送後数日中にビスケットを受け取り、それぞれ「伝達式」を実施した。福井県知事が文部省に宛てた「集団疎開学童ニ賜ハリタル御歌並御菓子伝達ニ関スル報告」(1945 年 3 月 14 日) (34)によれば、「拝受」の様子は以下のものであった。

- ①ビスケット 3258 袋は 1945 年 2 月 2 日に届き、伝達式は 2 月 9 日に福井県庁で実施し、知事が大阪市城東区鳴野国民学校長へ「伝達」した。
- ②伝達式参列者は、福井県に集団疎開していた大阪市城東区の 10 校の学校長、学寮長 10 人、受入側国民学校長 33 人などであった。
- ③集団疎開児童 2778 人・引率教職員など 473 人(合計 3251 人)に 1 人当たり 1 袋を「伝達」し、その中から 3 万 1132 人の受入側国民学校児童 1 人に 1 個を分け与えさせ、2 月 11 日～14 日に双方の児童・教職員が参列して「厳肅ナル御菓子分頒式」を挙行了した。

さて、子どもに渡ったビスケットの数である。1944 年 12 月 23 日付文部省国民教育局長通牒は、受入側国民学校児童に分け与え「御思召ニ副ヒ奉ル」ようにとその指示はごく一般的であったから、都府県・学校によって対応はさまざまであった。

上記した福井県では、ビスケットの総数は 8 万 1275 個 (25×3251) であり、「御思召」の対象となった受入側国民学校児童 3 万 1132 人へ 1 人 1 個を「伝達」するためには、集団疎開児童・引率教職員 1 人から 9.6 個を分けなければならない。残余は 15.4 個ということになる。

東京都北多摩郡清瀬村へ集団疎開した東京都青山国民学校(赤坂区、現港区)の児童 99

人・引率教職員 20 人のビスケット 2975 個から受入側清瀬国民学校児童 820 人の分として、1 人当たり 7 個を割いた(35)。東京都西多摩郡吉野村へ集団疎開した東京都第三日野国民学校（品川区）では、児童 118 人・引率教職員 16 人に「下賜」された 170 袋（4250 個）のビスケットを、受入側国民学校児童 820 人にそれぞれ 2 個を分けた。別に 3 年生以上の女児 350 人にそれぞれ 2 個を疎開児童との会食用に充てた。受入側児童に頒与した総数は 2340 個、疎開児童に渡ったのは 1 人 14 個である(36)。

一方、受入側国民学校児童には 1 個というのでは不足と考えたのであろう、東京都清瀬国民学校では「地元国民学校ニ於テハ特ニ全児童ニ薩摩芋小麦粉ヲ以テ作レル饅頭ニ個宛与ヘタリ」という措置をとった。長野県でも、地元児童に対して「複製品ヲ作製シ」1 人 10 個（1 個 1 匁=3.75 グラム）を頒布するよう定めた(37)。ビスケットはわずかではあったが、1945 年 1 月 18 日に「拝受」した東京都氷川国民学校（赤坂区、現港区）の集団疎開宿舎（東京都南多摩郡七生村金剛寺）では、2 カ月ぶりに「いたゞく有り難いお菓子だった」のである(38)。

砂糖供給量の枯渇と重ねれば、「有り難いお菓子だった」という意味を知ることができるかもしれない。糖業協会によれば、当時の砂糖供給状況は以下のものであった。

（1944 年）一〇月および一二月分の家庭用は全国一律に一人〇・二斤(120 グラム一逸見)として一括配給され、一二月分は配給中止となった。そして、二〇年正月用として一人当たり〇・三斤を特配した後は、乳幼児の配給をのこすのみとなった。その間、一部では統制の網をくぐり抜けた砂糖が、公定価格の十数倍以上の「ヤミ値」で売買されていた(39)。

永井荷風によれば、砂糖 1 貫目（3.75 キログラム）の闇価格は、1943 年 5 月 27 日には 30 円、1944 年 4 月 11 日には 120 円、1945 年 2 月 6 日には 450 円であった(40)。

東京都長崎第二国民学校（豊島区）6 年生として山形市光明寺へ集団疎開した吉原幸子は、1945 年 2 月 8 日の「伝達式」を次のように記している(41)。

……菊田先生のお話しがあった後、児童代表が一人づゝ出て一袋だけお菓子を頂戴した。光明寺では私が出た。頂いて戻って来て、「御賜」といふ字を見てみたら、皇室の御恵みの深さに涙が出て来てしまった。学務課長さんのお話しや、御歌奉唱がすむと、全員のお菓子をいたゞいて寮へ帰った。

寮では、いたゞいて来たお菓子の一人一人の伝達式があった。そして、皆で、お呼ばれに行った家へ上げる為に四つづゝ出し、五つだけ揃っていた。カルケット（中央製菓が製造販売していたビスケットの商品名一逸見）のやうなお菓子で、とても美味しかった。後の十五は、東京へ持って帰って家の人と一緒にいたゞく事になった。皆喜んだ。私も、夕食の後など皆そろって少しづゝいたゞく楽しい光景を思ひ浮かべてとても嬉しかった。

翌日、彼女は「御賜のお菓子を、私達だけこの光栄をいたゞくのはもったいないのでお世話になったところへもお分けする為」に、「お呼ばれ」に招かれた2軒をたずねたのである(42)。ここでの配分と「思召」を及ぼす範囲は、すでにみた例とは異なっている。

なかには子どもに「伝達」されなかった場合もあった。新潟県西蒲原郡和納村願善寺へ集団疎開していた東京都深川国民学校（深川区、現江東区）児童のもとへビスケットが「伝達」されたのは、1945年3月5日であった。6年生は3月2日に既に帰京していた。6年生に届けるべく、学校長の東京へ「護送することの命」を受けて、引率教員のひとりが「桐箱に納められたカルケットを背」に3月9日に和納を発ったが、校区は1945年3月10日大空襲でほとんど焼失して子どもの消息は不明であり、ビスケットを渡すことはかなわなかったのである(43)。

4、「御歌」の「拝受」

文部省が「御歌」を「日常謹ミテ奉誦セシメ以テ宏大ナル御仁悲ヲ日夜欽迎スル」するよう指示したことは既にみた。1945年1月6日、文部省は「皇后宮御歌謹解」をさだめ、国民教育局長名で「関係方面ニ周知ノ上御趣旨ノ徹底ニ遺憾ナキヲ期セシメラレ度」と通牒した(44)。文部省は、皇后が、国民学校児童は「大東亜戦争に勝ち抜き、曠古の大業を翼賛し奉るべき重大な責務を双肩に荷なはねばならぬ大切な身である」こと、「どんな不自由や困難にもうち勝つ強靱な精神と身体とを鍛へ、心の正しい立派な日本人」になれと「嚮ふべき道」を示したと解説してみせた。同時に「御歌」を「日常拝誦し、愈々学業に勉め、心身の修練に励み、立派な皇国民となつて、尊い御思召に応へ奉らなければなりません」と、「日常拝誦」を指示したのである。

1945年2月1日、文部省は国民教育局長名で宮内省総務局長宛に、集団疎開宿舎に掲げ

る「御歌」の複製を作成し、「日常謹ミテ奉誦」させるために「御歌」のレコードを作成することについて、次のように了解を求めた。東京音楽学校に作曲を委嘱した楽譜「つぎの世を」を添付してあった。

客年十二月二十三日畏クモ皇后陛下ニ於カセラレテハ疎開学童ニ対シ 御歌ヲ賜ハリ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘサル所ニ有之直チニ地方長官ニ通牒シ学童並ニ関係職員ニ伝達セシメ難有懿旨ヲ奉体シ誓ツテ御思召ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシメタル次第ニ有之候 処今回御趣旨ヲ一層徹底セシムル為 御歌色紙ヲ謹写複製シ之ヲ学童ノ寮舎等ニ奉掲セシムルト共ニ別紙曲譜ニ依リ日常謹ミテ奉誦セシムルコトト致シ度ニ付右御承認ヲ得度此段及御依頼候

追テ 御歌ノ歌誦ヲ音盤ニ吹込ノ上之ヲ頒布スルコトニ致度ニ付併テ御承認ヲ得度申添候(45)。

宮内省は2月3日に「御依頼有之候件了承致候」と、色紙とレコード作成を了解する旨返事を送った(46)。

1945年2月11日には、「つぎの世を」の周知徹底を指示し、後日楽譜を印刷して配布する見込みである旨通牒した(47)。新聞は「文部省では御歌の譜作曲を東京音楽学校に委嘱中であつたがこのほどその完成をみたので、十一日の紀元節をトして午前七時五十分ラジオを通じて東京音楽学校職員生徒によりこれを発表すると共に引続き十三日の国民学校放送の時間および十四日の少国民の時間にそれぞれ歌唱指導を行うふこととなつた」と楽譜を添えて報じた(48)。

ビスケットは子どもが「拝受」したと同時に消費されたが、「御歌」は「つぎの世を」として頻繁に歌われることとなったのである。

むすび

東京都浜川国民学校(品川区)の引率教員・野頼徳治(疎開先は東京都南多摩郡浅川町は、ビスケット「伝達」の日に「うるおひの欠けがちにして行く日々に 賜ひし菓子の力や偉なる」と詠んだ(49)。野頼は、甘いビスケットが苛烈な条件下でこそ担い得た「御激励ノ思召」を詠んだのである。ビスケットの「下賜」は、吉原幸子に「皇室の御恵みの深さに涙」したと書かせた。しかし、同時に「十五は、東京へ持って帰って家の人と一緒にいたゞく事にな

った。皆喜んだ。私も、夕食の後など皆そろって少しづついたゞく楽しい光景を思ひ浮かべてとても嬉しかった」とも書いた(50)。「皆そろって少しづついたゞく楽しい光景」は、文部省が「学童集団疎開ニ於ケル教育要綱」で、日課と諸行事を通じて一掃するとした「感傷的退避的気分」そのものである。しかも、ビスケットは「揺籃ノ地ヲ去リ父母ノ膝下ヨリ離レ」ている疎開児童への「思召」であったはずである。

文部省は、1945年4月1日、国民教育局長名で宮内省総務局長宛に次のような文書を送付し、「御思召ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシメタル次第」を皇后へ報告するよう要請した。

客年十二月二十三日 畏クモ皇后陛下ヨリ疎开学童ニ対シ御歌並ニ御菓子ヲ賜ハリタルハ寔ニ恐懼感激ニ堪ヘサル所ニシテ文部省ニ於テハ直ニ関係地方長官ニ通牒シ学童並ニ関係職員ニ伝達セシメ難有 懿旨ヲ奉体シ誓テ 御思召ニ副ヒ奉ランコトヲ期セシメタル次第ニ有之就テハ概況別紙ノ通ナルニ付右執奏方可然御取計相煩度(51)

宮城県荊田郡小原町へ集団疎開した東京都小島国民学校（浅草区、現台東区）関係者の文集である藤田まち子編『小原の回想』（私家版、1974年）は、中扉に「皇后陛下御歌」を掲げ、「戦時中疎开学童の身の上をいたく御心配になられて、賜わった御歌です」と説明してある。「御激励ノ思召」は、戦意昂揚に効果のほどはおくとしても、「皇室の御恵みの深さ」としては長くしかも深く刻印されている。

《注》

- (1) 不忘会編・発行『不忘山』改訂版、1984年、130頁。
- (2) 『ボクラ少国民 第四部 欲シガリマセン勝ツマデハ』（辺境社、1979年、429～435頁）。
- (3) 『下谷浅草・小学校と児童の歴史』私家版、1983年、137～138頁。
- (4) 全国疎开学童連絡協議会『語り継ぐ学童疎開』大空社、1995年、190頁。
- (5) 東京都江戸東京博物館編『東京大空襲一戦時下の市民生活』財団法人江戸東京歴史財団、1995年、78頁。
- (6) 「戦意昂揚と皇后のビスケット」、拙著『学童集団疎開史—子どもたちの戦闘配置』大月書店、1998年、156～161頁。
- (7) 「皇后陛下ヨリ学童疎開者並ニ教職員等ニ対シビスケット下賜ノ件」、宮内省総務

局『昭和十九年 恩賜録 九 賜物』、宮内庁書陵部所蔵。宮内省総務局起案原議、決済文書、文部省からの報告、新聞スクラップなどからなるビスケット「下賜」に関する一件書類である。以下「ビスケット下賜ノ件」と略記する。

なお、文部省は「集団疎開及集団引揚学童数及関係職員数調」では、「集団疎開」と「集団引揚」とを区別しているが、文書の題は「集団疎開」と一括してある。「集団引揚」は、東京都・鹿児島県島嶼部と沖縄県から避難させた住民を、都府県が「受入れる措置」を指している。罹災者とみなして「受入れ」をになったのは厚生省である。本報告では不十分を承知で「集団疎開」と一括して述べる。『恩賜録』の存在は小川正人氏の御教示による。

(8) 藤樫準二『恩賞論』(晴南社、1944年、264～266頁)は、授爵、叙位、叙勲などについては諸法規も定めてあるが、「法規上になく、特別の思召によつて皇室から直接御褒美の意味に於て、或は御奨励の意味に於て、又は御慰勞の意味に於て賜はつてゐる数々の有難き恩賜品もある」と、「思召」による「下賜」品の例に、盃、軍刀、時計、短剣、双眼鏡、硯箱などの例をあげている。「特別の思召」による「下賜」の手續きに何らかの定めがないはずはないが、天皇あるいは皇后の「特別の思召」の表明を手續きとして明示するものであろうか。『恩賞論』は中野実氏の御教示による。

(9) 「ビスケット下賜ノ件」。

(10) 事柄の軽重にかかわっているのだろうが、「下賜」手續きが判然としないのでこれ以上のことを述べられない。

(11) 佐藤秀夫は「天皇に比して皇后の地位と役割の公共性は著しく低かった」と述べている（「前田論文『貞明皇后下賜の十字架の意味』について感想」、近代日本教育史料研究会『かわら版』第139号、1998年4月3日、1頁）。井原頼明『増補 皇室事典』（富山房、1942年）でも、皇后に関する記述は席次と尊称の説明につきる。『日本社会事業年鑑』昭和十四・五年度版（1941年、16～17頁）は、皇后の「思召」として、傷病兵への「賜品」、陸・海軍病院見舞い、陸・海軍病院など190カ所への各宮妃派遣、結核予防事業への「御内帑金下賜」などをあげている。

(12) 森永太平編『ビスケット工業史』全国ビスケット協会、1951年、168頁。

(13) 『同上』149頁。

- (14) 三津田宏編・発行『あゝ深川一戦時下の学童たち』1998年、91頁。
- (15) 1944年12月9日付文部省国民教育局起案原議、案ノ一、文部省『自昭和19年8月19日至昭和20年3月8日（学生・生徒・児童）施設と物資配給（学童疎開）』文部省所蔵。以下『施設と物資配給』と略記。
- (16) 1944年12月9日付文部省国民教育局起案原議、案ノ二、『施設と物資配給』。
- (17) 「集団疎开学童ニ対スル下賜ビスケット原料特配ニ関スル件」、『施設と物資配給』。
- (18) 「集団疎开学童ニ対スル下賜ビスケット原料特配ニ関スル件」、『施設と物資配給』。
- (19) 1944年12月11日付大膳頭宛宮内大臣指示「左記賜与ニ付キ差出スヘシ」、「ビスケット下賜ノ件」。「差出ス」相手は文部大臣である。欄外に「控」とある。
- (20) 「集団疎開及集団引揚学童数及関係職員数調」添付資料、「ビスケット下賜ノ件」。
- (21) 「吉原幸子日記」第2冊、1944年12月22日の条、豊島区立郷土資料館編『豊島の集団学童疎開資料集（3）豊島区郷土資料館報告書第7集』豊島区教育委員会、1992年、53頁。吉原が皇太子誕生日を12月22日と記したのは、この日に文部大臣に「伝達」したという事実にもとづいている。その意味では“正確”な記載であった。
- (22) 『文部時報』第821号、1945年1月10日、1頁。通牒件名の記載はない。
- (23) 同上。通牒件名の記載はない。
- (24) 同上。通牒件名の記載はない。
- (25) 1944年12月26日付文部省国民教育局長通牒、「ビスケット下賜ノ件」。文部省が宮内省へ資料として送付したものである。通牒件名の記載はない。
- (26) 1945年1月6日付文部省国民教育局長通牒、「ビスケット下賜ノ件」。文部省が宮内省へ資料として送付したものである。通牒件名の記載はない。
- (27) 「十二月二十八日川崎工場出張打合事項」、「ビスケット下賜ノ件」。
- (28) 「一月九日川崎工場出張打合事項」、「ビスケット下賜ノ件」。
- (29) 1945年1月11日付帝室林野局長宛宮内省総務局長通牒起案原議、「ビスケット下賜ノ件」。通牒件名の記載はない。起案は1月10日。
- (30) 「製函材ニ対スル調査 明治産業調」、「ビスケット下賜ノ件」。
- (31) 1945年1月11日付地方長官宛宮内省総務局長通牒起案原議、「ビスケット下賜ノ件」。通牒件名の記載はない。起案は1月10日。

- (32) 「輸送通知書控（文部省へ通知）第二案発送控」、「ビスケット下賜ノ件」。(33) 「ビスケット包装資材調」、「ビスケット受払表」、いずれも「ビスケット下賜ノ件」。
- (34) 「ビスケット下賜ノ件」。文部省が複製して宮内省へ送付した。
- (35) 「皇后陛下御下賜御菓子伝達式状況報告」（「ビスケット下賜ノ件」から作成。文部省が作成して宮内省へ報告したものである。
- (36) 「御下賜ノ御菓子伝達状況視察報告」（「ビスケット下賜ノ件」）から作成。文部省が作成して宮内省へ報告したものである。
- (37) 1945年2月3日付開智国民学校長宛長野県内政部長通牒「御下賜品御菓子伝達ニ関スル件」、世田谷区編・発行『世田谷区教育史』資料編6、1993年、303～305頁。
- (38) 『朝日新聞』1945年1月19日付。
- (39) 糖業協会編『近代日本糖業史』下巻、勁草書房、1997年、410頁。疎開先における食糧不足については、拙著『学童集団疎開史—子どもたちの戦闘配置』（135～155頁）を参照されたい。
- (40) 永井荷風『断腸亭日乗』五、1981年、岩波書店、349・442頁、『断腸亭日乗』六、11頁。公定価格は未見。
- (41) 「吉原幸子日記」第2冊、1945年2月8日の条、『豊島の集団学童疎開資料集(3)豊島区郷土資料館調査報告書第7集』70頁。
- (42) 「吉原幸子日記」第2冊、1945年2月9日の条、同上。ここでのビスケットの合計は24枚となり、1袋25枚入という佐々木直剛の記述とは一致しない。小林信彦も小説（『冬の神話』角川文庫版、1975年、176頁）で24枚と記している。
- (43) 岩佐恒吉「疎開日誌」、『あゝ深川—戦時下の学童たち』458～362頁。
- (44) 文部省「皇后宮御歌謹解」、『文部時報』第822号、1945年2月10日、1頁。冒頭に通牒文が載っている。通牒件名は記載がない。
- (45) 「ビスケット下賜ノ件」。通牒件名の記載はない。作曲依頼の経緯の詳細は不明である。
- (46) 1945年2月3日付宮内省総務局起案原議、「ビスケット下賜ノ件」。件名の記載はない。
- (47) 「ビスケット下賜ノ件」。文部省が参考資料として宮内省へ送付したものである。

件名・宛先の記載はない。「貴管下関係方面ニ周知徹底方御配慮相成度とあるので、宛先は地方長官であろう。添付してある楽譜には「つぎの世を」とある。

(48) 『朝日新聞』1945年2月10日付。

(49) 野頼徳治「集団疎開学園の日記」1945年1月18日の条、品川区立品川歴史館編『品川区の学童集団疎開資料集』品川区教育委員会、1988年、230頁。

(50) 帰京後の日記には「由美子たちにお土産を渡したり、色々のお土産の品物を出したりした」とある（「吉原幸子日記」第2冊、1945年3月2日の条、『豊島の集団学童疎開資料集(3) 豊島区郷土資料館調査報告書第7集』78頁）が、「夕食の後など皆そろって少しづついたゞく楽しい光景」は記載がない。

(51) 「ビスケット下賜ノ件」。別紙として、既に引いた文部大臣宛福井県知事報告はじめ、奈良県知事の伝達式式辞、東京都における伝達式（東京都北・西多摩郡）視察報告などを添付してあった。